

## さいたま市市民活動サポートセンターにおける寄附の募集及び物品の販売等に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則（平成19年さいたま市規則第19号。以下「施行規則」という。）第16条に規定するさいたま市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）における寄附の募集及び物品の販売等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「物品の販売等」とは、次のとおりとする。

- (1) 物品の販売
- (2) 飲食物等の提供
- (3) 講座等の開催に係る料金徴収
- (4) 署名の募集

### (実施者)

第3条 寄附の募集及び物品の販売等を実施することができる者は、さいたま市市民活動及び協働の推進条例（平成19年さいたま市条例第19号）第2条第3号に規定する市民活動団体（以下「市民活動団体」という。）とする。

### (実施区域及び期間)

第4条 物品の販売等を行うことができる区域及び期間は、別表第1に定めるとおりとする。

2 寄附の募集を行うことができる区域及び期間は、別表第2に定めるとおりとする。

### (許可基準)

第5条 寄附の募集及び物品の販売等を許可する基準は、次のとおりとする。

- (1) さいたま市市民活動及び協働の推進条例（平成19年さいたま市条例第19号）第2条第3号に規定する市民活動団体であること。
- (2) 法令等又は公序良俗に反していない、若しくはそのおそれがないこと。
- (3) 寄附の募集及び物品の販売等の目的が、当該市民活動団体の活動目的又は活動内容に適合したものであること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障がない、又はそのおそれがないこと。

### (寄附の募集に関する許可基準の特例)

第6条 寄附の募集を許可する基準は、前条に規定するものに、使途が明確であるこ

とを加えたものとする。

(物品の販売に関する許可基準の特例)

第7条 物品の販売を許可する基準は、第5条に規定するものに、次に掲げるものを加えたものとする。

- (1) 物品の販売を行う市民活動団体（以下「実施団体」という。）が製作したもの又は仕入れたものであること。
- (2) 実施団体が製作したものについては、材料費等の実費相当分が、また、物品の販売等を行う実施団体が仕入れたものについては、仕入れの価格が、販売の価格であること。
- (3) 社会通念上、高額な販売価格でないこと。
- (4) 現在の科学で説明できない効能をうたっていないこと。

(飲食物等の提供に関する許可基準の特例)

第8条 飲食物等の提供を許可する基準は、第5条及び前条に規定するものに、保健所の所要の手続を行っていることを加えたものとする。

(講座等の開催に係る料金徴収に関する許可基準の特例)

第9条 講座等の開催に係る料金徴収を許可する基準は、第5条に規定するものに、材料費等の実費相当分が、料金であることを加えたものとする。

(署名の募集に関する許可基準の特例)

第10条 署名の募集を許可する基準は、第5条に規定するものに、次に掲げるものを加えたものとする。

- (1) 市と事前に協議していること。
- (2) 個人情報の取扱に十分注意していること。

(許可申請に係る手続)

第11条 寄附の募集及び物品の販売等の許可を受けようとする市民活動団体（以下「申請団体」という。）は、物品の販売等を行う日の1月前に当たる日までに、次に掲げるものを、市長に提出しなければならない。

- (1) 「寄附の募集及び物品の販売等許可申請書」（様式第1号）
- (2) 「寄附の募集及び物品の販売等に係る誓約書」（様式第2号）
- (3) 申請団体の活動内容が分かる書類
- (4) 販売する物品、提供する飲食物、開催する講座等若しくは募集する寄附又は署名の内容が分かる書類

2 申請団体は、さいたま市市民活動サポートセンター条例（平成19年さいたま市条例第20号。以下「センター条例」という。）第5条第2項に規定する利用の登録

を受けた市民活動団体を除いて、前項に規定するものに加えて、申請団体の定款、規約、会則等を提出しなければならない。

- 3 申請団体のうち、飲食物等の提供の許可を受けようとする団体は、第1項に規定するものに加えて、保健所の所要の行ったことを証する文書の写しを提出しなければならない。
- 4 市は、寄附の募集及び物品の販売等について、第5条から前条までに規定する許可基準のうち、該当する許可基準に適合しているか否かの判断が困難な場合は、申請団体にその他必要な書類の提出を求めることができる。
- 5 市長は、寄附の募集及び物品の販売等について、第5条から前条までに規定する許可基準のうち、該当する許可基準に適合していると認める場合は、「寄附の募集及び物品の販売等許可書」(様式第3号)を、申請が基準に適合していないと認める場合は、「寄附の募集及び物品の販売等不許可通知書」(様式第4号)を、それぞれ寄附の募集及び物品の販売等を行おうとする日の7日前までに、申請団体へ交付するものとする。

#### (遵守事項)

第12条 実施団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可申請に係る内容及び許可条件に反しないこと。
- (2) 寄附の募集及び物品の販売等を行う区域に、現場責任者を配置すること。
- (3) 寄附の募集及び物品の販売等を行う期間は、「寄附の募集及び物品の販売等許可書」(様式第3号)を携行すること。
- (4) 寄附の募集及び物品の販売等により問題が生じた場合は、その問題に誠意を持って対応し、問題の解決を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

#### (許可の取消し)

第13条 市は、寄附の募集及び物品の販売等を許可した場合において、当該許可に係る申請の内容及び許可の条件に反する行為があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

- 2 市は、前項の規定により、寄附の募集及び物品の販売等の許可を取り消したときは、実施団体名及び許可申請に係る内容及び許可条件に反する行為の内容を公表するものとする。

#### (実施後の報告)

第14条 実施団体は、寄附の募集及び物品の販売等を行った日の翌日から14日以内に、「寄附の募集及び物品の販売等実施報告書」(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市は、実施団体より、「寄附の募集及び物品の販売等実施報告書」(様式第5号)

の提出があったときは、その内容を確認後3週間、当該報告書を、センターで公表するものとする。

- 3 市は、実施団体より、「寄附の募集及び物品の販売等実施報告書」(様式第5号)の提出がなかった場合、又は当該報告書に虚偽の内容が記載されていた場合は、それ以後の寄附の募集及び物品の販売等を許可しないととも、実施団体名及び当該報告書の提出がなかったこと又は報告書に虚偽の内容が記載されていたことを公表するものとする。ただし、市が、やむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

(免責事項)

第15条 市は、寄附の募集及び物品の販売等により生じた問題について、責任を負わないものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、寄附の募集及び物品の販売等に関し必要な事項は、市が定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 区分   | 区域              | 期間                                     |
|--|-----------------|--|
| 多目的展示コーナーを利用する際に、物品の販売等を行う場合   | 多目的展示コーナー       | 多目的展示コーナーの利用許可を受けた期間内で、物品の販売等の許可を受けた期間 |
| 本市が主催する行事等において、物品の販売等を行う場合   | 物品の販売等の許可を受けた区域 | 行事等の期間内で、物品の販売等の許可を受けた期間               |
| 本市との共催により実施する行事等において、物品の販売等を行う場合   |                 |  |
| 本市より行事等に対する補助金又は交付金の決定を受けて実施する行事等において、物品の販売等を行う場合  |                 |  |
| 指定管理者（センター条例第18条の規定により同条第1項に規定する指定管理者がセンターの管理に関する業務を行っている場合に限る。）が、指定管理業務として主催する行事等において、物品の販売等を行う場合 |                 |  |

別表第2（第4条関係）

| 区分  | 区域             | 期間                      |
|---|----------------|-------------------------|
| 本市が主催する行事等において、寄附の募集を行う場合   | 寄附の募集の許可を受けた区域 | 行事等の期間内で、寄附の募集の許可を受けた期間 |
| 指定管理者（センター条例第18条の規定により同条第1項に規定する指定管理者がセンターの管理に関する業務を行っている場合に限る。）が、指定管理業務として主催する行事等において、寄附の募集を行う場合 |                |                         |